

日本セキュリティ・マネジメント学会 特別賞運営細則

JSSM-3-733 2007. 11. 30 制定

2008. 11. 14 改定

2012. 06. 01 改定

1. 特別賞の種類と運営

特別賞には、学会特別賞と先達個人の名を冠した賞とがある。

特別賞の運営は、賞ごとに以下に定める。

(学会特別賞)

2. 学会特別賞候補者の提案

学会特別賞の候補者は、理事または常任理事が常任理事会に提案する。

3. 審査委員会

常任理事会に提案のあった学会特別賞の審査は、常任理事会が理事または常任理事からなる審査委員会を設置し、当委員会において行う。

4. 審査方法

候補者のそれまでの活動が、学会が特別に賞を授与するにふさわしいものであるかを判断基準として審査を行い、その結果を常任理事会に報告する。常任理事会は授与の可否を決定する。

5. 表彰

(1) 表彰は、次の会員総会において行う。

(2) 学会特別賞受賞者の氏名、所属、受賞理由は、学会Web やニュースレターにおいてすみやかに公表する。

(3) 受賞者には賞状及び賞金5 万円を授与する。

(富山茂賞)

6. 永年当学会の運営に多大な貢献をされた富山茂氏の意向に沿って、富山茂賞を設ける。

7. 富山茂賞の趣旨

富山茂先生のこれまでの当学会におけるご活躍や、学会活動活性化の貢献に鑑み、活発に活動し成果を挙げている研究会、あるいは当学会の研究会活動の活性化に貢献のあった個人を表彰する。

原則として研究会を表彰する。複数の研究会にまたがる活動を通じて研究会の新たな展開に寄与した、あるいは新たな研究会を立ち上げ軌道に乗せたなど、研究会活動の活性化に顕著な貢献のあった個人を表彰することもある。

8. 目的

変化の激しい現代において、継続的に研究会活動を発展させていくには、常に研究テーマの先進性に気を配り、研究会相互間の関係や連携を確認し見直して、新規研究テーマへの取り組みを的確に研究会活動に組み込んでいかなければならない。学会の主活動である研究会そのものの活発な活動、あるいは活動の活性化に貢献のあった個人など、研究会活動の現場において顕著な業績のあったものを表彰することを通じてこのような活動を奨励することを目的とする。

9. 表彰対象

研究会または個人を対象とする。

10. 選考

研究部会長と総務部会長に若干名を加えた検討委員会で候補者を選任し、常任理事会の決議を経て決定する。

11. 表彰

(1) 表彰は、会員総会において学会会長が行う。

(2) 富山茂賞の趣旨、受賞者の氏名、所属、受賞理由などを、全国大会会場において掲示するとともに、学会Web やニュースレターにおいてすみやかに公表する。

(3) 受賞者には、賞状及び賞金5 万円を授与する。

(辻井重男セキュリティ学生論文賞)

1.2. これまで情報セキュリティ総合科学の発展に多大な貢献をし、本学会の会長、及び情報セキュリティ大学院大学の学長として大きな足跡を残してこられた辻井重男先生から「将来の情報セキュリティ人材育成の為に」との熱い想いと共にいただいた寄付を原資に、情報セキュリティ大学院大学との共催で、「辻井重男セキュリティ学生論文賞」（略称「辻井賞」）を設ける。

1.3. 辻井賞の主旨と本学会の運営する賞

「辻井重男セキュリティ学生論文賞」は、情報セキュリティ総合科学の発展に永年取り組んでこられた辻井重男先生の情報セキュリティ確立への熱い想いを、次の時代を担う学生諸君に伝え、これからのセキュリティ分野の発展に資する論文を見出し、もって学生諸君の奮起をうながすことを主旨とする。辻井賞は、本学会が運営する「セキュリティマネジメント学生賞」と、情報セキュリティ大学院大学が運営する「情報セキュリティ学生賞」の二つの賞で構成される。本学会は、情報セキュリティ大学院大学と協力して、この二つの賞を「辻井賞」として一体感のある運営に努める。

1.4. 辻井賞「セキュリティマネジメント学生賞」の対象や応募資格

辻井賞「セキュリティマネジメント学生賞」の対象や応募資格は、情報セキュリティ大学院大学と協議のうえ常任理事会で決定し、応募要項として発表することとする。

1.5. 審査

辻井賞「セキュリティマネジメント学生賞」の審査は、会長が指名する委員で構成する審査委員会にて行う。審査委員会には、本学会の役員に加えて、情報セキュリティ大学院大学や会長が指名する外部団体からの委員を若干名加える。

1.6. 表彰

- (1) 表彰は、2月下旬に開催する「JSSM セキュリティ公開討論会」において会長が行う。
- (2) 辻井賞「セキュリティマネジメント学生賞」の趣旨、受賞者の氏名、所属、受賞理由などを、学会ホームページに掲載するとともに、受賞論文を学会誌に掲載する。
- (3) 受賞者には、賞状及び賞金10万円を授与する。なお、セキュリティマネジメント学生賞の受賞適格者がいない場合には、奨励賞を最大2名選定し賞状と賞金5万円を授与することがある。

(改廃等)

1.7. その他

当細則の改廃は、総務部会での検討を経て、常任理事会にて行う。

付則 本規程は、2007.年11月30日から施行する。

2008.10.30 改定は、2008年11月14日から施行する。

2012.05.29 改定は、2012年06月01日から施行する。

以上